

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第15号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成11年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第21号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。